

県営土地改良事業の計画の公告

このたび、大垣市青野町地内ほかを受益地域とする県営農村振興総合整備事業を県営土地改良事業として施行することを申請したいので土地改良法第85条第2項の規定により、下記事項を記載した書類とともに、この旨公告します。

なお、この土地改良事業の受益地にある農用地の所有者でその農用地につき、耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地区内にある農用地以外の土地を所有権以外の権限に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地につきこの土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により、令和7年7月19日まで大垣市農業委員会に申し出てください。

なお、この土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、同法第113条の3第3項に規定する工事完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（目的外用途）に供するため所有権等の移転をした場合又は、当該土地を自ら目的外用途に供した場合には、同法第91条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがあります。

令和 7年 7月 7日

申請人 ・ 大垣市青野町 6 4 9 番地

竹中敏明

・ 大垣市今福町 1 1 3 0 番地 2

朝日美

・ 大垣市池尻町 1 4 9 9 番地 1

沢 一 雄

・ 大垣市中曾根町 4 3 0 番地

木村幸雄

・ 大垣市荒川町 1 9 9 番地 1

平 浩示

・ 大垣市青墓町 1 丁目 1 9 4 番地 1

農事組合法人青墓農代表理事 安田 仁

記

- 1 県営土地改良事業（県営農村振興総合整備事業 おおがき地区）計画概要書
- 2 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準